

高知県ものづくり省力化設備投資支援事業費補助金 Q&A（4/8 時点）

（オ）補助事業の実施（交付決定から補助金受領まで）について

No.	質問	回答
1	事業の「着手」とは、何をもって「着手」となりますか。	○設備・機器の購入や取り付け等を施工会社へ申し込む（注文・発注・契約）ことをもって「着手」とします。
2	交付決定後に辞退をすることはできますか。	○「中止・廃止申請書」を提出していただくことで、辞退することはできます。
3	申請の内容は途中で変更できますか。	○事前に「変更申請書」を提出し、変更承認を得てください。ただし、交付決定額を超えて増額する変更はできませんので、ご注意ください。
4	申請した事業は途中で中止できますか。	○中止することは可能です。ただし、事前に「中止・廃止申請書」を提出し、承認を得ることが必要です。
5	事業の「完了」とは、何をもって「完了」となりますか。	○更新後の設備・機器を設置・検収のうえ、施工事業者への支払を全て終えた時点をもって「完了」とします。
6	設備の納期が事業終了（令和7年1月31日）までに間に合わない場合はどうしたらよいですか。	○事業終了までに導入・支払いが終わっていない場合は補助対象外となりますので、納期等に余裕を持って申請してください。 ○事業終了までに設備の納期が間に合わないと思われる場合は、すみやかに事務局にご連絡ください。
7	令和7年1月31日までに事業が完了できそうにない場合、延長（事業実施期間の変更）はできますか。	○延長はできませんので、期限内に支払及び実績報告まで完了してください。 ○明らかに完了できないことがわかった場合、事務局に連絡のうえ、中止・廃止申請書を提出していただくこととなります。
8	現地調査を行うことはありますか。	○必要に応じて現地調査を実施する場合があります。